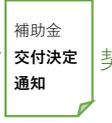


伊賀市空家等除却費補助金の流れ

〒518-8501 伊賀市四十九町31
伊賀市役所 空き家対策室
☎0595-22-9676

特定空家等と伊賀市が認定した建物で、解体除却の行政指導を受けている方が、補助金の交付対象となります。解体除却の行政指導を受けていない方は補助金の申請は受けられません。

伊賀市	所有者又はご家族	解体工事業者	流れ
	 <p>事前の相談</p>	※伊賀市内の業者に限る	①相談又は訪問 電話又は窓口相談 ※相談後に様式を送付
 <p>申請</p>	<input type="checkbox"/> 位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 世帯全員の課税証明 <input type="checkbox"/> 完納証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書※1	<input type="checkbox"/> 工事見積書 <input type="checkbox"/> 工程表  <p>依頼</p>	②解体業者の選定と申請 工事業者と解体方法の相談 補助金申請に必要な書類の作成依頼をします。 書類が揃い次第申請します
<p>提出書類を審査 不備がある場合は 差戻します。 審査と決定まで 1週間程度掛ります</p> <p>交付</p>	 <p>契約</p>	 <p>契約</p>	③工事請負契約を結ぶ 工事請負契約書は補助金交付決定日以降に締結する必要があります。
<p>工事着工可</p> <p>提出</p>	 <p>提出</p>	<input type="checkbox"/> 届出書※2 <input type="checkbox"/> 許可書※3 <input type="checkbox"/> 契約書※4 ※2～4の法令による手続きを必ず行うこと	④工事着手前の事前の提出 工事着工までに事前に工事業者に説明して必要書類の準備をします
 <p>申請</p> <p>交付</p>	<input type="checkbox"/> 金額変更(見積書) <input type="checkbox"/> 工期変更(工程表) ※事前に市へ相談 変更決定通知	 <p>金額・工期変更!!</p>	⑤申請内容の変更 工事着手後、工事金額や工程に変更が生じた場合変更申請が必要です
 <p>申請</p>	<input type="checkbox"/> 領収書(写) <input type="checkbox"/> 完了写真 <input type="checkbox"/> 産廃管理票(写)	工事代金支払い <input type="checkbox"/> 領収書発行 <input type="checkbox"/> 完了写真撮影 <input type="checkbox"/> 産廃管理票E票	⑥工事完了手続き 工事完了後、速やかに実績報告書を提出します。添付する書類の準備を工事業者へ依頼
<p>完了検査</p> <p>不正・法令違反がある場合は改善指導</p> <p>改善指導</p>	 <p>不正・法令違反!!</p>		⑦完了検査 改善されるまで補助金の請求はできません。交付取消しもあります
<p>交付</p> <p>支払</p> 	交付額確定通知書 提出		⑧支払い 補助金請求書を提出後おおよそ1月以内に支払われます。

※1 申請者が相続人の場合、他に相続人が居る場合に必要となります。

※2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条第1項の規定による届出書の写し(同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。)

※3 施工事業者又は施工事業者の下請け事業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第1項の許可を受けた者であることを証する書面の写し

※4 産業廃棄物の運搬及び処分を第三者に委託する場合には、当該委託に係る委託契約書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。)の写し